

写

羽運協発第4号  
平成30年1月22日

羽村市長 並木心様

羽村市国民健康保険運営協議会

会長 桑原



### 羽村市国民健康保険税の適正化について(答申)

平成29年7月11日付羽市市発第4895号をもって本協議会に諮問のあった標記の件について慎重に審議した結果、意見を付して下記のとおり答申する。

記

#### 1 羽村市国民健康保険税率改定等

平成30年度からの制度改正による国民健康保険の都道府県化により、財政運営の責任主体が東京都となるなど、国保財政の仕組みも大きく変わることとなる。

制度改正後は、東京都が示す国民健康保険事業費納付金を支払うことにより、保険給付費に必要な費用全額が東京都から交付されるため、医療費の変動などにも左右されない安定した財政運営が期待されている。

その一方で、財政運営の都道府県化により東京都が定めた「東京都国民健康保険運営方針」においては、計画的な法定外一般会計繰入の解消・削減に向けた「区市町村国保財政健全化計画」の策定が求められている。

また、東京都から示された「標準保険料率」と現行の羽村市国民健康保険税率には開きがあり、この差を一挙に解消することは急激な保険税の高騰につながり、被保険者に多大な影響を与える。

羽村市では、これまでも保険税の適正化について、2年に一度本協議会への諮問を行いその答申結果を最大限尊重し、保険税率の改定を行ってきたところであり、本年はこの見直しの年に当たる。

こうした状況を踏まえ、急激な保険税の高騰につながらないよう、段階的な改正を基本に次のように国民健康保険税率を改めることが適当である。

##### (1) 基礎課税額

- ①所得割率を現行の100分の5.1から100分の5.54とすること。
- ②均等割額を現行の23,000円から24,400円とすること。

##### (2) 後期高齢者支援金等課税額

- ①所得割率を現行の100分の2から、100分の2.09とすること。
- ②均等割額を現行の9,800円から、10,300円とすること。

### (3) 介護納付金課税額

①所得割率を現行の 100 分の 1.8 から 100 分の 1.87 とすること。

②均等割額を現行の 13,000 円から 12,000 円とすること。

### (4) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額については、地方税法施行令の改正により現行の限度額が変更となる場合は、すみやかに国民健康保険税条例に反映させること。

## 2 付帯意見

羽村市国民健康保険税の改定以外について、委員から出された意見を下記のとおり付すものとする。

- (1) 急激な保険税の高騰を抑えるための激変緩和措置について、時限的な措置とならぬいよう東京都への働きかけを行うこと。
- (2) 税負担の公平性を保つうえで収納対策を最大限強化し、引き続き収納率の向上を図ること。また低所得者対策として、国民健康保険税の納付に係る相談について、きめ細かな対応をすること。
- (3) 市民の協力のもとに行っている各課の健康づくり事業については、被保険者の健康の保持・増進に欠かせない取り組みである。これからも創意工夫による参加者の拡大や運動できる環境の整備・情報の提供など、健康づくり事業の充実を図っていくこと。
- (4) 新たな国保制度や国保の厳しい財政運営の現状を、市民にわかりやすく理解していくよう、広報はむらや市公式サイトなどを活用し周知徹底に努めること。
- (5) 医療費の適正化などへの取組みを評価し、インセンティブが与えられる「保険者努力支援制度」を活用すること。
- (6) 「羽村市国民健康保険データヘルス計画」に掲げた生活習慣病の重症化予防や重複頻回受診者への受診指導などを実施・推進すること。

## 3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

ただし、地方税法施行令等の改正により課税限度額及び低所得者に係る軽減措置制度が変更となる場合は、すみやかに国民健康保険税条例に反映させること。